

貸切バス 利用促進キャンペーン (貸切バス利用促進事業費補助金)

対象者 (申請主体)

高知県内に 住所を有する個人、営業所等を有する法人、所在するその他の団体
※ 貸切バスの借上を含む旅行の注文を受けた**旅行会社**も補助対象者となります。

対象事業

貸切バスを借上げ、運行区間が高知県内である事業

- ・ 高知県内に本社を置く、国土交通大臣の許可を受けたバス事業者からの借上であること。
- ・ (公社)日本バス協会のガイドラインで定める新型コロナウイルス感染予防対策が実施されていること。

対象期間

令和3年3月1日(月) ~ 5月9日(日)

補助率等

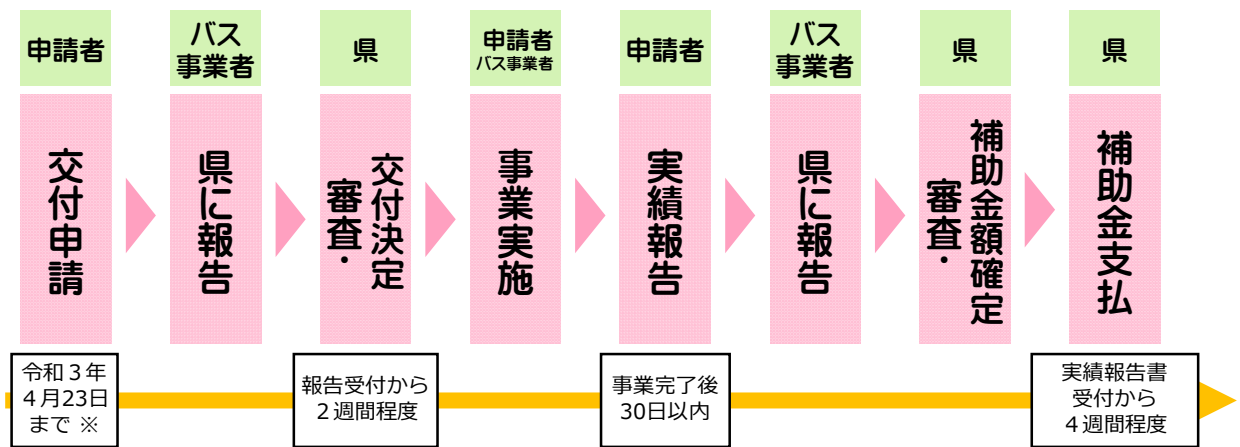
補助率 2分の1以内 (補助限度額 借上日数×借上車両数×5万円)

対象経費

貸切バスの借上に必要な経費 (運賃、高速道路料金、駐車料金など)

- ・ 対象経費が重複して、他の補助金の交付を受けている場合は、対象外。
- ・ スクールバスや企業の送迎バスなど、1件の契約で複数回の運行を行う借上は、対象外。

補助事業の流れ



※ やむを得ず、記載日以降に書類を提出される場合は、以下の「問い合わせ先」まで事前にご連絡ください。

注意事項

- ・ 「交付決定通知書」の受領後、利用するバス事業者とバスの借上契約を結んでください。
- ・ 交付決定後、バスの借上日数や台数の変更など、交付申請書に記載した内容から変更が発生する場合は、そのことが分かった時点で、以下の「問い合わせ先」まで速やかにご連絡ください。
- ・ 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告の提出がない場合は、補助金を交付できません。

【問い合わせ先】 高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課 地域交通担当

TEL : 088-823-9735 FAX : 088-823-9526

E-mail : 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

HP : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070301/r02-kashikiribus-kaisei.html>

